

単身世帯向け住宅について

受付締切日において、次のいずれかの要件に該当する方のみ、単身での申込みが可能です。（申込み要件を満たしていない方が単身世帯向け住宅に申し込んだ場合、抽選で仮当選しても失格となります。）

(1) 高齢者

60歳以上の方

(2) 障害者

次のいずれかに該当し、自活可能な方

(ア) 身体障害者手帳の1級から4級の交付を受けている方

(イ) 精神障害者保健福祉手帳の1級から3級の交付を受けている方

(ウ) 療育手帳がA又はBの方（ただし、療育手帳Bの方は障害の程度が精神障害1級又は2級に相当する場合に限る）

(3) 戦傷病者

戦傷病者手帳の特別項症から第6項症まで又は第1款症の交付を受けている方

(4) 原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

(5) 引揚者

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

(6) ハンセン病療養所入所者等

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(7) 生活保護受給者

生活保護法に規定する被保護者

(8) DV被害者

DV法に基づく接近禁止命令又は退去命令が出されて5年以内又は保護等を受けた後5年以内の方